

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
津市	片田志袋町	令和3年12月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31.2 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.1 h a
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.6 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.4 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 h a
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.6 h a
（備考）注1 志袋町地域における農地所有者は、地域に在住する51戸、地域外所在は7戸 注2 地域に在住する51戸のうち、3台農機具所有（トラクター、コンバイン、田植機）は、16戸 注3 地域内には、ため池3か所、農道9キロ、水路10キロを有する 注4 昭和時代は、世帯全員が助け合い農業を実施、現在では一家で一人の状況である	

2 対象地区の課題

(1)農業用水は、ため池に依存しており天候によっては水不足となる場合もある。 (2)一部の地域を除き獣害対策が必要で、メッシュ柵を設置しており維持管理に難儀を生じている。 (3)当地域の農地は、農地面積が10a前後が多い。また、山間地で高低差があるため斜面が多く畦畔面積が広いので草刈りが大変である。 (4)上記の課題があるため、一時期は4の認定農業法人が参入していたが、現在は1認定農業法人のみで新たな参入は望めない。最後の砦であるこの法人を守るため協力が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)志袋地域の農地利用は、認定農業者1経営体が担っているが、農地面積が小さいことや獣害対策（メッシュ柵設置）を講じているが被害が大きいこと、また草刈りや水管理が難儀なことから、中間管理機構に参加がなければ引き受けられないと断られている。 (2)地域の全農家（51戸の農地所有者）が中間管理機構に預け入れすることで、当地域は認定農業者1経営体が担っているため、個人耕作者16戸の間で農地集約化の協議が行いやすい。 (3)当該人・農地プランは、水田利用（圃場整備田に限る）の放棄地を無くすためであり、過去の水田（天水等による谷にかかる水田）は除外される。 (4)当地域の農地維持は、中心経営体の認定農業者1経営体に頼らざるを得ない。従って、認定農業者の期待する水の管理、獣害対策、草刈りの3条件について取り組みたい。
--

※現在、中心経営体（担い手）として人・農地プランに掲載されている人数：1名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

(1) 農地の貸し付け等の意向 貸し付け等の意向が確認された農地は、179筆、241,478㎡となっている
(2) 農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出して・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け換えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備への取り組み方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、志袋町において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4) 鳥獣被害防止対策の取り組み方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（進入防止柵や檻の設置状況、放置果樹、耕作放棄地や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
(5) 上記の取り組みの担当者を配置し、健全な維持管理を行う。